# 奈良県広域水道企業団基本計画 (改定案)

令和5年2月 (令和6年7月改定)

奈良県広域水道企業団設立準備協議会

# 目 次

		ヘーシ
1 (	<b>まじめに</b>	1
2 糸	<b>統合の目的</b>	1
3 糸	圣営主体、事業概要等	1
4 糸	組織・職員	
(1)	組織	2 <b>~</b> 3
(2)	職員	3
5	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(1)	施設整備の基本方針	4 <b>~</b> 5
(2)	水需要の将来見通しに応じた施設機能の確保	5 <b>~</b> 6
(3)	施設の老朽化対策の計画的な推進	6
(4)	バックアップ機能の確保	6
6 J	才政運営	
(1)	水道料金	6 <b>~</b> 7
(2)	加入金・工事負担金・手数料等	7 <b>~</b> 8
	用水供給単価	8
	国及び県の財政支援の活用	8
	一般会計繰出	9
	資産等の引継ぎ	9~10
	引継ぎ資金の配分のルール化	1 0
(8)	財政収支の見通し	10~12
7	業務運営	
(1)	総務・経理	12~13
(2)	営業業務	1 3
	給水装置	1 3
` '	工事執行	1 4
	水質管理・浄水場管理・給配水管の維持管理	1 4
(6)	危機管理	14~15
8 3	その他	
(1)	市町村が行っている下水道事業の取扱い	1 5
(2)	奈良広域水質検査センター組合が行っている県内市町村の	1 5
	水質検査業務等の取扱い	
(3)	旧簡易水道施設等の取扱い	1 5
【別》	<ul><li>私1】広域化施設整備計画及び経年施設更新計画</li></ul>	16~20
【別》	5.2】財政収支の見通し(令和7~36年度)(数値編)	2 1

#### 1 はじめに

本計画は、令和3年8月に設置した「奈良県広域水道企業団設立準備協議会」(以下「協議会」という。)における検討協議を踏まえ、県域水道一体化後の運営・経営について基本的な方針を取りまとめたものであり、今後の企業団の指針とするものである。

#### 2 統合の目的

水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、 職員の減少による技術力の低下など水道事業が直面する課題に対応し、連携して 広域で水道の老朽化対策等を通じた基盤強化を図ることにより、住民に対し安全 で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給することを統合の目的とする。

### 3 経営主体、事業概要等

- ○県域水道一体化後の経営主体として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条の規定による一部事務組合(企業団)を令和6年度に設立する。
- ○企業団は、次表1に掲げる団体(以下「協議会構成団体」という。)が行っている用水供給事業、水道事業及び水質検査業務を統合し、令和7年度から次表2に掲げる団体(以下「企業団構成団体」という。)を構成団体として事業開始する。

#### 表 1

奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、 御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、 高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、 下市町、磯城郡水道企業団、奈良広域水質検査センター組合

#### 表 2

奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、 御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、 川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、 河合町、吉野町、大淀町、下市町

- ○統合の形態は事業統合とし、事業の運営は企業団が主体的に公営企業として実施 するものであり、コンセッション方式への移行又は民営化は行わない。
- ○県が取得している用水供給事業認可及び各市町村が取得している水道事業認可 は、企業団設立後に廃止し、新たに企業団としての事業認可を速やかに取得する。

#### 4 組織・職員

#### (1) 組織

#### 〇企業団の本部・事務所

- ・企業団の事業運営の組織体制として、企業団本部、広域水道センター、水質 管理センター、浄水場及び事務所を置く。
- ・企業団本部は、磯城郡田原本町宮古に置く。
- ・事務所は、企業団設立後当分の間は企業団構成団体(県を除く。)の事務所 (川西町、三宅町及び田原本町については磯城郡水道企業団の事務所)とし、 業務の標準化・効率化等を図りながら、令和16年度までを目途に5エリア 程度への集約化を目指す。事務所の集約化は、住民サービスの維持や緊急時 の対応に配意しつつ、業務内容、エリア内の距離的中心性、建物の規模等を 踏まえて進めることとする。

#### 〇執行機関

- ・執行機関として、企業団の管理者である企業長を置き、補助機関として副 企業長及びその他の職員を置く。
- ・企業長は知事とし、任期は知事としての任期による。
- ・副企業長は、県以外の企業団構成団体の長の中から選出し(給水人口が上位2位までの市の長(橿原市長及び生駒市長)、その他の市長から2人及び町村長から2人の計6人)、任期は2年(再任は妨げない。)とする。

※その他の市長から2人及び町村長から2人は、それぞれ市長会及び町村会の推薦者とする。

・企業団の経営上の企画立案及び方針決定を行うため、企業長及び副企業長 からなる正副企業長会議を置く。

#### 〇運営協議会

- ・企業団の経営上の重要事項等を全企業団構成団体の長で協議する場として、 運営協議会を置く。
- ・運営協議会で協議する事項は、基本計画改定案、事業計画案(改定する場合を含む。)、予算案、水道料金改定案、企業団規約改廃案、企業団の条例に関する事項(規定整備等軽微な事項を除く。)、その他企業団運営に関し特に企業団構成団体間の調整が必要と企業長が認める事項とする。

#### 〇企業団議会

- ・企業団の意思決定機関として企業団議会を置く。
- ・企業団議会の議員は、企業団構成団体の議会の議員で構成し、全企業団構成団体の議会から議員を選出する。
- ・企業団議会の議員の数は次表の数の合計数とし、任期は2年(再任は妨げない。)とする。
- ・企業団議会に事務局を置く。

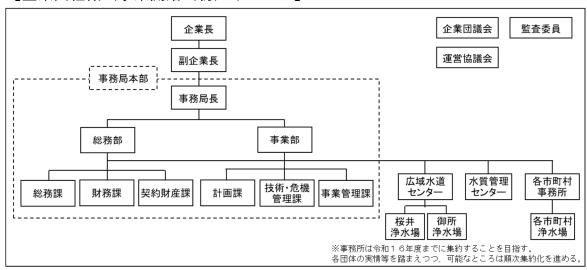
企業団構成団体	選出議員数
給水人口5万人未満の市町村(下記以外の市町村)	各1人
給水人口5万人以上10万人未満の市町村	各2人
(大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市及び香芝市)	
給水人口10万人以上の市町村(橿原市及び生駒市)	各3人
奈良県	3人

※表中の「給水人口」は、水道法第7条第4項に規定する給水人口をいう。(市町村は令和6年度現在)

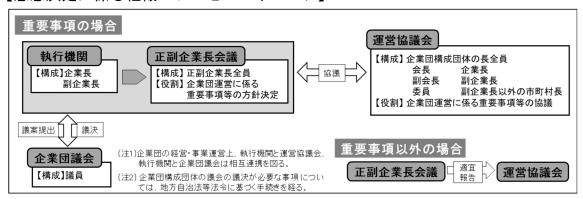
#### ○監査委員

- ・企業団の財務及び事務を監査するため、監査委員を置く。
- ・監査委員の数は2人とし、任期は4年とする。
- ・監査委員に事務局を置く。

#### 【企業団組織(事業開始当初)イメージ】



#### 【意思決定に係る組織・プロセス イメージ】



#### (2) 職員

#### 〇職員の身分

- ・企業団の職員は、企業団設立後当分の間、企業団構成団体からの派遣(地方自治法第252条の17の規定による派遣)により対応することを基本とする。その後順次、企業団への身分移管及び企業団による新規採用を行うこととし、その方針を令和7年度中に整理する。
- ・協議会構成団体の職員の身分形態等の実情から身分移管又は企業団への採用が必要な協議会構成団体の職員等については、企業団設立時に身分移管又は 新規採用することができるものとする。

#### 〇職員の数

・企業団設立の当初は、協議会構成団体の用水供給事業、水道事業及び水質検査業務に従事する現員数と同程度の数を確保し、順次、業務の標準化・効率化等を図りながら行う組織の改編にあわせて、適正な規模を目指すこととし、その方針を令和7年度中に整理する。

#### 5 施設整備

#### (1) 施設整備の基本方針

- ・将来にわたる安全・安心な水道水の持続的供給のため、①~③の観点から以下 の整備方針に基づき施設整備を推進する。
  - ①水需要の将来見通しに応じた施設機能を確保できるよう、県域全体で施設を 最適化・強靱化
  - ②施設の老朽化対策を計画的に推進
  - ③災害・事故に対応したバックアップ機能を確保
  - ※なお、施設整備に当たっては、統合後10年間(令和7~16年度)に限り 措置される水道広域化に対する国の交付金制度及び県の財政支援を活用し、 水道施設の広域化と老朽管等の更新を積極的に進める。(後掲6の(4)参照)

#### 【施設・設備の整備方針】

・国土交通省が示す施設・設備ごとの更新基準年数を基本とし、以下の項目 を勘案して更新する。(「実使用年数に基づく更新基準の設定例」(厚生労働省))

	種 別	更新基準の設定値
	建築物	65~75年
	土木構造物	65~90年
電	受変電·配電設備	20~40年
気船	直流電源設備	6~20年
備	非常用電源設備	15~40年

_		
	種 別	更新基準の設定値
	ポンプ	20~30年
機	滅菌設備	15~25年
祇	薬注設備	15~30年
備	沈殿・ろ過池機械設備	20~30年
	排水処理設備	20~40年

	種 別	更新基準の設定値
計装	流量計、水位計、 水質計器	10~25年
設備	監視制御設備、 伝送装置	15~23年

	評価項目	施設の状況								
施設•設備評価	老朽化	【土木・建築】 亀裂、浮き、剥落、中性化、鉄筋腐食、強度低下、沈下、傾き、ジョイントの開き、漏水など 【機械・電気・計装】 破損、腐食、騒音、断線、絶縁劣化、騒音、異音、振動、運転不能、能力低下、制御不能など								
	水量・水圧の低下	水量不足、水圧不足、水圧変動など								
	水質低下	水質汚染物質の検出、残留塩素異常、凝集処理不良、異臭味の発生、赤水等の発生など								
	耐震性不足	大規模地震発生で、破壊、倒壊、落下、不同沈下、浮上、建物と管路の接続、液状化による傾きなどを受ける								
	維持管理の低下	維持管理費の増大、維持管理不能、技術の低下など								
	環境保全対策	地球温暖化防止、廃棄物の排出抑制、公害防止など								

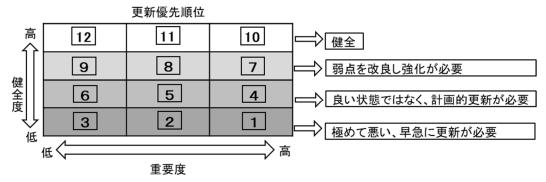
#### 【管路の整備方針】

- ・基幹管路、重要給水施設管路の更新を重点的に行う。
- ・以下のとおり健全度を総合的に評価し、重要度と併せて優先順位を設定する。
- ・更新する管は、耐震性能を有する管種・継手形式とする。

<健全度の指標>

評価項目	優先度 高
経年度	厚労省が示す更新基準年数を超えた管路
管種	①石綿セメント管 ②鋳鉄管、塩化ビニル管 ③鋼管(S50以前に布設)、ダクタイル鋳鉄管(非耐震継手)
水理条件	漏水の危険性あり、出水不良
布設条件	腐食性の高い土壌
水質劣化	赤水の発生、残留塩素の著しい低下

<重要度の評価>重要度は、給水量、給水人口、重要給水施設の有無や代替機能 の有無等により評価する。



※健全度・・・・・評価項目を総合的に勘案した指標

#### (※)整備に当たっての留意事項

1. 配水区域の最適化

統合前の配水区域(末端給水の区域)は市町村内で設定されているが、統合後は人口集中地区や地形条件および配水池配置等を踏まえ、市町村の枠を超えて配水区域の最適化を図ることで、更なる配水池の統廃合によるコスト縮減や、安定した水供給の効率化を図る。

2. 施設のダウンサイジング 存続浄水場や配水池及び管路の更新の際は、将来水需要に合わせ、ダウンサイ ジングを検討し、コスト縮減を図る。

#### (2) 水需要の将来見通しに応じた施設機能の確保

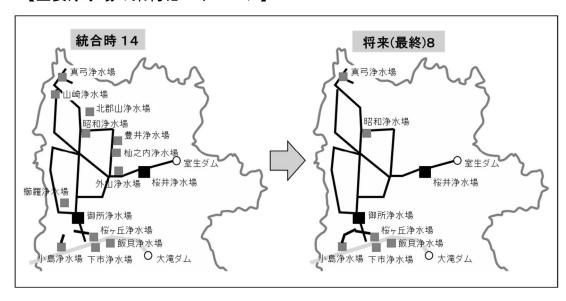
#### 〇浄水・取水施設

・浄水場は、将来の水需要に応じた施設機能を確保するため、給水人口、浄水 能力、建設年度等を踏まえて順次減少させる。

> 主要浄水場 14施設(現状)から8施設へ 小規模浄水場 43施設(現状)から37施設へ

・存続する施設は、適切に更新整備し強靱化を図るとともに、廃止する施設についても、廃止の時期までは活用されることを踏まえ、必要に応じた維持修 繕を行う。

#### 【主要浄水場の集約化 イメージ】



#### 〇送配水施設

- ・広域化に伴い必要となる市町村域を越えた連絡管、送配水ポンプ、直結配水 施設等を新設する。
- ・継続して使用する既存施設・設備については、適切に更新整備し強靱化を図るとともに、不要となる施設等については、順次廃止するものの、廃止の時期までは活用されることを踏まえ、必要に応じた維持修繕を行う。

#### 〇広域的施設整備の計画的な推進

・浄水・取水施設、送配水施設など広域的施設の整備の実施に当たっては、国の交付金制度(広域化事業)等の活用に配意しつつ、計画的に進める。

(別添1「広域化施設整備計画及び経年施設更新計画」参照)

#### (3) 施設の老朽化対策の計画的な推進

- ・老朽化が進む施設・管路等について、計画的に更新整備・耐震化対策を進める。
- ・更新整備・耐震化対策の実施に当たっては、各企業団構成団体の更新実績の保証及び各企業団構成団体の水道施設整備計画の尊重を前提としつつ、計画的に進める。 (別添1「広域化施設整備計画及び経年施設更新計画」参照)
- ・老朽化した施設・管路等の更新整備・耐震化対策を適切に進めていくため、協議会構成団体(奈良広域水質検査センター組合(以下「センター組合」という。) を除く。)は、令和6年度中に布設年度等の不明な管路の諸元を明らかにし整理しておく。

#### (4) バックアップ機能の確保

地震等災害や事故の発生に備え、以下によりバックアップ機能を確保する。

#### 〇水融通の確保

・緊急時連絡管等を整備し、系統間の水融通を確保する。

#### 〇予備水量能力の保持

- ・浄水場の廃止は、水需要の将来見通しを踏まえ計画的・段階的に進め、廃止までは機能を保持する。
- ・最終的に存続する8浄水場の浄水能力については、水需要の将来見通しを勘 案し、現行の処理水量の一部を予備能力として保持する。

#### ○非常用電源の確保

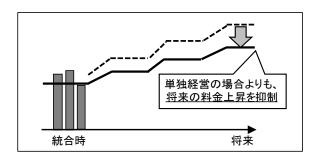
・停電時にも安定送水できるよう、ポンプ等の非常用電源(自家発電設備等)を 確保する。

#### 6 財政運営

#### (1) 水道料金

#### ○基本的な考え方

・一体化による統合効果により、企業団構成団体(大淀町を除く。)は単独経営の場合よりも料金上昇抑制効果がみられるが、将来の人口減少等による水需要減少や水道施設の老朽化などの諸課題に対応するため、適正な水道料金等による収入を確保し、健全で持続的な事業運営を行う。



・水道料金の水準については、5年ごとに、向こう5年間の総括原価を基に算 定し、財政が健全に確保できるかを以下の指標に基づき検討の上、水準改定 の要否を判断するものとする。

(指標)・収益的収支……期間中黒字が確保できるか

- ・資金期末残高……期間中の給水収益相当以上を確保できるか
- ・企業債残高……期間中の給水収益の3倍以内となるか

また、その期間中も、毎年度、災害や急激な物価上昇など想定外の事態により財政の健全性に支障が生じていないか確認するものとする。

・料金体系は、統合時において統一することを基本とするが、料金体系の制度 的変更により単独経営の場合に比べて料金が上がることとなる利用者が生じ ないよう、必要な経過措置を講じるものとする(統合後5年間)。

#### ○特例措置

- ・令和4年10月実施の試算の結果において水道料金に関し統合効果のみられなかった企業団構成団体(大淀町。以下「対象団体」という。)については、経過措置として、一定期間(最長30年間)、別の水準・体系の水道料金を設定し、その後、料金を統一するものとする。
- ・具体的な取扱いは以下のとおり。
  - ① 別料金設定が認められる期間

将来収支見通し期間(令和7~36年度の30年間)において、対象団体について②の算定方法により算定される料金水準が統一料金水準を下回る期間

② 別料金の算定方法

別料金の改定周期

別料金設定が認められる期間中、5年ごとに改定

別料金の算定方法

対象団体に係るセグメント会計により、5年ごとに総括原価方式で 算定される料金水準へ改定(別料金設定が認められる期間後の最初 の料金改定時に、本則である統一料金に合わせるよう改定)

#### (2) 加入金、工事負担金、手数料等

給水世帯や給水装置工事事業者等から徴収する加入金・工事負担金・手数料や水道料金の減免等の取扱は、下表のとおり、統合時において統一する。

事 項	概  要
加入金	・口径別に加入金の額を統一
	(統合後の単価を適用すれば統合前と比べて加入金の額が上
	がる場合は、所在する市町村の統合前の単価を適用する経
	過措置を講じる(統合後5年)。)
工事負担金	・原因となる工事別に工事負担金の額の算出方法を統一
	(工事負担金を徴収する工事は、公共工事等、消火栓の設
	置及び維持管理の工事) (**)
	(*) 当該工事施工場所の接面道路に配水管が無く配水管の新設等
	が必要となる場合、原則として当該工事事業者が配水管新
	設等を施工し、施工後に給水管以外の管路を企業団へ移管
手数料	・種別ごとに手数料の額を統一
	(手数料の種別は、指定手数料、更新手数料、設計審査手
	数料、工事検査手数料、給水装置基準違反確認手数料、
	諸証明発行手数料)
水道料金の減免	・減免の対象及び減免水量の算出方法を統一
	(減免の対象は、漏水(水道利用者の善良な管理によって
	も防げなかったと認められるもの)及び管末給水栓にお
	ける水質検査のための採水)
地下水利用から上水	・軽減の対象及び軽減する水道料金の算出方法を統一
道利用へ転換した場	(統合前に同趣旨の軽減を受けていた上水道利用者につい
合の水道料金の軽減	ても、引き続き上記取扱による軽減を適用)

※その他、開発負担金・業務諸費は廃止、分担金についても原則廃止

#### (3) 用水供給単価

・県内の水道事業への用水供給単価の水準については、6(1)水道料金と同様の考え方に基づき、5年ごとに、用水供給事業に係る向こう5年間の総括原価を基に算定し、財政が健全に確保できるかを検討の上、水準改定の要否を判断するものとする。

また、その期間中も、毎年度、災害や急激な物価上昇など想定外の事態により財政の健全性に支障が生じていないか確認するものとする。

・料金体系は、単一料金制とする。

#### (4) 国及び県の財政支援の活用

水道広域化に対する国の交付金制度(※1)及び県の財政支援(※2)を活用 し、水道施設の広域化と老朽管等の更新を積極的に進める。

- (※1) 防災・安全交付金の「広域化事業」及び「運営基盤強化等事業」(水道 広域化後10年間(令和7~16年度) に限り、事業費の1/3を国が交付金により支援)
- (※2) 奈良県では、独自に国の「広域化事業」「運営基盤強化等事業」交付金 と同額の財政支援を実施し、水道施設の広域化や老朽化対策を支援

#### (5) 一般会計繰出

該当する企業団構成団体は、以下の経費について、各団体の一般会計から企業 団へ繰出する。

①地方公営企業繰出基準の繰出対象とされる経費のうち、 以下のもの

- イ) 本来一般行政の責任により負担すべき経費
  - ・消火栓の設置・維持に要する経費
  - 児童手当の支払に要する経費
- p) 特定の地域の事情により生じている経費
  - 高料金対策に要する経費(統合前の高料金対策分)
  - ・ 統合前に簡易水道であった当該簡易水道施設に係る 建設改良のための企業債元利償還に要する経費
  - ・上水道未普及地域解消のための施設整備に要する経費(※)
  - ・地方公営企業法の適用に要する経費
    - (※) 令和7年度以降に実施する給水区域外の上水道未普及地域解消のた めの施設整備にあたっては、後掲8(3)のとおり対応。
- ②地方公営企業繰出基準の繰出対象外で独自に繰出されてきた経費 又は今後繰出を要する経費(水道経営上の構造的要因 (※) によるもの を除く。)
  - ・企業誘致に伴う配水管等整備のための企業債元利償還に要する経
  - ・旧簡易水道事業に係る施設整備のための企業債、災害復旧事業債、 過疎対策事業債の元利償還に要する経費
  - ・公共施設等減免の猶予措置に係る減免額相当分
    - (※) 水道経営上特に不利な構造的要因として、資本費単価、給水原価、 供給単価、有収水量1㎡当たり管路延長のすべてが県内上水道平均 以上である団体に限定。

該当団体 から繰出 基準額を 企業団へ 繰出

該当団体 から企業 団へ繰出 (経費発 生の間)

#### (6) 資産等の引継ぎ

- ・企業団構成団体 (川西町、三宅町及び田原本町については磯城郡水道企業団) が 所有する水道事業活動に伴い生み出された資産等(資産、資本及び負債をいう。 以下同じ。) は、すべて企業団に引き継ぐことを基本とする。
- ・ただし、水道事業の用に供していない固定資産であって、令和4年度中に既に 公用、公共用又は公益事業用に使用していた、又は使用の予定が決まっていた ものについては、企業団に引き継がないものとする。
- ・センター組合が所有する水質検査及びその事務に係る機器等は、企業団が引き 継ぐ。
- ・資産等の引継ぎを遺漏なく行うため、各協議会構成団体は、早期に資産等の帳簿 類を整理するとともに、令和6年度中に除却等の必要な会計処理を行っておく。
- ・累積欠損金がある協議会構成団体は、令和6年度中に利益剰余金又は料金改定 若しくは一般会計繰入により累積欠損金を解消しておく。
  - ただし、水道経営上の構造的要因(※)により令和5~6年度に生じた累積欠損金 (又はその回避のための借入債務) については、企業団に引き継ぐことができ るものとする。
  - (※) 水道経営上特に不利な構造的要因として、資本費単価、給水原価、供給単価、1 m<sup>3</sup> 当たり管路延長のすべてが県内上水道平均以上である団体に限定。

#### (7) 引継ぎ資金の配分のルール化

・企業団構成団体が企業団へ引き継ぐ資金(以下「引継ぎ資金」という。)については、各々の経営努力により生み出されたものであり、当該市町村の施設更新のための準備金との側面があることに鑑み、市町村間の公平感を確保する観点から、その額が一定以上の団体の区域に対し統合当初10年間に優先的に投資が行えるよう、引継ぎ資金の配分を行う。

#### (8) 財政収支の見通し

事業開始する令和7年度から16年度の10年間の財政収支の見通しを試算した。また、参考として、令和36年度までの30年間の財政収支も試算した。

#### 【試算条件】

試算における条件設定の概要は、以下のとおり。

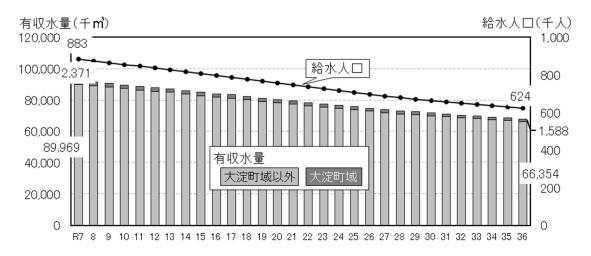
財政収支の見通し期間において財政の健全性が確保できるよう、料金水準については、水道事業及び用水供給事業ごとに、5年ごとの総括原価方式により必要な料金収入が確保できる水準となるよう試算した。

		項	目	水道事業	用水供給事業							
試算	期間	間		令和7年度から令和36年度まで(30年間)	同左							
			給水人口	て推計								
水需要の 見通し			有収水量	「水道施設設計指針2012」、「水道料金改定業務の手引き」(ともに日本水道協会)に基づき以下のとおり推計 「生活用水量+業務営業用水量+工場用水量+その他用水量」 ・生活用水量:人口見込×生活用原単位(1人1日使用水量の見込) ・業務営業用水量、工場用水量及びその他用水量: 過去10年間の実績から時系列傾向分析を用いて予測	左記と同様の推計 を行った上で、受水 団体ごとの受水率 を踏まえて推計							
財政	女健 全	全性	収益的収支	各料金算定期間(5年)中、黒字が確保できるよう設定	同左							
確仍	<b>その</b> た	ため	資金期末残高	各料金算定期間(5年)中、給水収益相当を確保できるよう設定	同左							
の基	本記	没定	企業債残高	各料金算定期間(5年)中、給水収益の3倍以内になるよう設定	同左							
	給水	k収i	益	総括原価方式に基づき算定される料金水準×有収水量	同左							
	一般	<b>设会</b> 記	<b>十繰入金</b>	企業団の運用方針を踏まえ計上	同左							
収入	国交付金			①広域化事業: 一体化後10年間(令和7~16年度)における広域化事業対象事業費の1/3 ②運営基盤強化等事業: 広域化事業と同額 ③その他の国交付金: 交付予定額	①②:対象事業なし ③:同左							
	県財	オ政ラ	支援	上記「国交付金」の①②と同額	対象事業なし							
	加入	金/		企業団の運用方針を踏まえ計上	計上なし							
	その	)他(	D収入	令和2~4年度の実績平均額	同左							
			人件費	職員数×人件費単価(令和4年度実績値)×上昇率 <sup>(※)</sup>	同左							
		維	薬品費	令和2~4年度の実績給水量1㎡当たり平均額×各年度の見込給水量×上昇率(※)	同左							
	営業	持管	動力費	令和2~4年度の実績給水量1㎡当たり平均額×各年度の見込給水量×上昇率 <sup>(※)</sup>	同左							
	書費	理	修繕費	令和2~4年度の実績平均額×上昇率 <sup>(※)</sup>	同左							
支	用用		委託料	令和2~4年度の実績平均額×上昇率 <sup>(※)</sup>	同左							
出			その他の支出	令和2~4年度の実績平均額+一体化に伴い新たに見込まれる諸経費	同左							
_		減個	<b>西償却費</b>	既存資産に係る将来見込額+今後取得する資産に係る将来見込額	同左							
	資本費	資本 支払利息 償還期間30年、据置3年、元金均等方式、利率1.5%(財政融資資金債:令和5年11月時点										
	用	資產	<b>E維持費</b>	0. 6%	同左							
	建設	9次月	<b>支</b> 費	施設整備計画に基づき所要額を計上	同左							
一体化による縮減効果等				①維持管理費全般:施設統廃合(浄水場の廃止等)に伴う増減を見込む ②委託料:一体化による縮減効果として令和7年度以降10%減を見込む ③建設改良費:一体化による縮減効果として2%減を見込む	見込まない							
(※)物価・人件費における 上昇率			件費における	1.0%(ブレーク・イーブン・インフレ率(財務省)の一体化前の近年の推移(1%前後)を考慮)なお、人件費は新陳代謝による削減等、建設改良費は新技術による削減等を見込み、各々90%の吸収率を見込む	同左							

#### 【試算結果】

#### ①水需要(水道事業)の見通し

水道事業の有収水量は、令和7年度時点で約92百万㎡となっているが、将来的な人口減少に伴い、令和36年度では約68百万㎡に減少(令和7年度比約△26%)する見込みである。

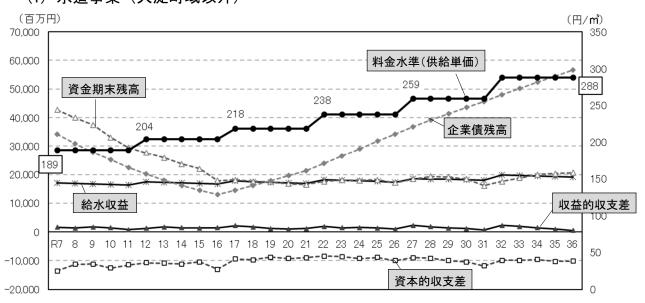


#### ②財政収支の見通し

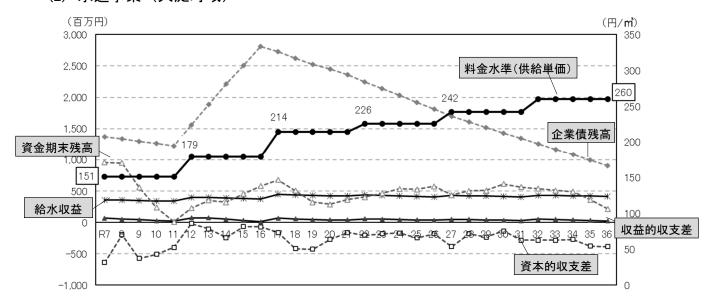
財政収支の見通し期間中、水道事業及び用水供給事業ごとに、料金算定期間(5年)中の収益的収支は黒字、資金期末残高は期間中の給水収益相当を確保し、企業債残高は給水収益の3倍以内となっており、財政の健全性の確保を図っている。料金水準については、水道料金、用水供給料金ともに、財政の健全性を確保するために必要な水準となっている。

(試算結果の数値は、別添2「財政収支の見通し(令和7~36年度)(数値編)」参照)

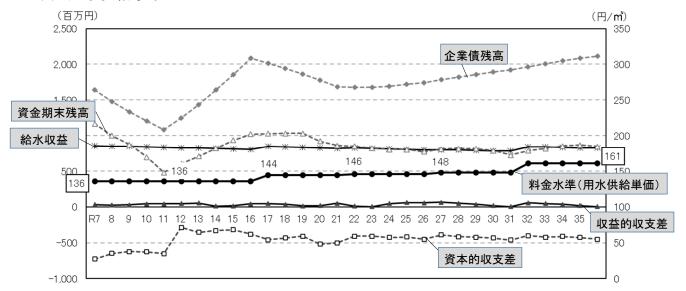
#### (1) 水道事業(大淀町域以外)



#### (2) 水道事業 (大淀町域)



#### (3) 用水供給事業



## 7 業務運営

#### (1) 総務・経理

#### 〇本部における業務の集中化及び効率化

・総務、人事、財務、経理など企業団の管理運営業務や広報関係業務は、本 部において集中化することを基本とし、業務の効率化を図る。

#### ○情報システムの統一化

・企業団構成団体間で異なっている各種情報システムは、下記計画に基づき 早期に統一化し、業務の標準化・効率化を図る。

#### 【各種情報システムの統一化の計画】

システム	△名・機能概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度 ~
Π基盤システム	企業団業務の運営、相互連携等を図るため の基盤システム及びネットワーク	仕様書作成	システム構築 湿用開始	運用開始
ホームページ管理システム	企業団のホームページの運営・管理に係る システム	仕様書作成	システム構築	運用開始
財務会計システム	公営企業会計処理や予算・決算等に係るシ ステム	仕様書作成 シス・	テム構築 予算編成 運用開始	運用開始
水道料金システム	水道料金の計算・調定・収納等に係るシステム	システ	ム構築	運用開始
人事給与服務システム	職員の人事、給与、出退勤等管理に係るシステム	仕様書作成	システム構築	運用開始
電子決裁・文書管理システム	電子決裁、文書管理に係るシステム	仕様書作成	システム構築	運用開始
契約管理システム	契約の管理に係るシステム	仕様書作成	システム構築	運用開始
公有財産管理システム	公有財産の管理に係るシステム	仕様書作成	システム構築	運用開始
例規システム	例規の管理に係るシステム	仕様書作成	システム構築	運用開始
設計積算システム	工事費の設計積算に係るシステム		検討・仕様書作成・構築(令	守和10年度目処)
施設整備管理システム	施設・管路の台帳等の管理に係るシステム		検討・仕様書作成・構築(令	守和10年度目処)
電子入札システム	電子入札に係るシステム		検討・仕様書作成・構築(名	令和11年度目 <b>见</b> )

#### (2) 営業業務

#### 〇窓口業務

・統合の当初は、現在各協議会構成団体(奈良県、センター組合を除く。) が設置している窓口での運用によるものとし、一定期間経過後、デジタル 技術等を活用しつつ既存の窓口の統合を目指し、住民サービスの維持向上 を図る。

#### 〇検針、調定及び収納等業務

- ・水道料金システムの統一にあわせ、検針、調定、収納等の業務の標準化・ 共同化を進める。
- ・料金徴収等の業務については、費用対効果等を勘案しながら、委託を含め より効率的な業務のあり方を検討する。

#### (3) 給水装置

#### 〇給水申請窓口業務

- ・統合の当初は、現在各協議会構成団体(奈良県、センター組合を除く。) が設置している窓口での運用によるものとし、申請様式及び手続きフロー 等の共通化を図り利便性の向上を目指す。
  - 一定期間経過後、デジタル技術等を活用しつつ窓口の統合を目指し、給水申請の利便性の維持向上を図る。

#### 〇給水装置工事

・施工基準は、企業団構成団体の技術格差の解消及び給水サービスの維持向 上を目指し、計画的に統一化を図る。

#### 〇指定給水装置工事事業者

- ・各水道事業者における指定給水装置工事事業者の指定は、企業団に引き継 ぐものとする。
- ・指定給水装置工事事業者の指定・更新、研修、処分に関する事務は、本部に集約する。
- ・指定給水装置工事事業者の指定等に係る基準、事務手続き、手数料等は、 各企業団構成団体の現状等を踏まえつつ、統合時に統一する。

#### (4) 工事執行

#### 〇入札·契約制度

・入札・契約制度は、各企業団構成団体の現行制度やその運用状況等を踏ま えつつ、令和11年度からの統一を目指すこととし、統一までの間は、各 企業団構成団体における制度により運用するものとする。

#### 〇建設工事

- ・設計積算業務、工事検査業務等の考え方や基準は、統合時に統一すること を基本とする。
- ・統合後の施設整備事業の業務が円滑かつ効率的に執行できるよう、従来の 発注方式に加え、次の取組を進める。
  - ▷広域的な送水管や大口径管等の更新におけるデザインビルド (DB) 方式による発注
  - ▷複数年度工事の推進による発注時期の平準化
  - ▶重点監理業務について外部委託による現場技術員の充当配置 等

#### (5) 水質管理・浄水場管理・給配水管の維持管理

#### 〇水質管理の一元化

- ・住民対応を含めた水源から蛇口までの水質管理を2拠点(御所浄水場内・ 桜井浄水場内)に一元化し管轄区域を最適化することを目指し、水質管理 の質の向上とその管理業務の効率化を図る。
- ・追加塩素注入設備の整備により、広範にわたる企業団の給水区域における 残留塩素濃度の偏在傾向の解消及び水質の向上を目指す。
- ・非常時における水質検査のバックアップ体制の構築を図る。
- ・水質検査計画は、統合時において統一する。

#### ○監視制御システム

- ・広域的に存在する水道施設を一元的に遠方監視し制御することにより、総合的な水運用を行うとともに、運転管理の集約化・効率化を図る。
- ・監視拠点については、広域水道センター、御所浄水場、桜井浄水場及び桜ヶ 丘浄水場の4拠点を基本に集中監視制御システムの構築を目指す。
- ・事務所の集約、浄水場等の統廃合及び監視制御システムの更新時期にあわせて、段階的に新システムへ切り替える。

#### ○浄水場の運転・維持管理

・市町村浄水場の廃止や監視設備の更新等にあわせ、浄水場の稼働状況の監視拠点の集約化を進め、浄水場管理の共同化・一元化を図る。

#### ○給配水管の維持管理

・企業団の事業開始当初より、給配水管の漏水発生時には迅速で円滑に修理 できる体制とともに、地域性や地元水道業者の対応状況等を考慮した漏水 修理業務に遺漏の無い体制を構築する。

#### (6) 危機管理

#### 〇災害対策基本計画・応急対策マニュアル

・企業団設立にあわせ、企業団の災害対策基本計画及び応急対策マニュアル を作成し、運用する。

#### 〇緊急時応援協定

- ・企業団設立後、速やかに企業団構成団体と緊急時応援協定を締結するとと もに、必要に応じ、関係団体と緊急時応援協定に向けた協議を行う。
- ・協議会構成団体が関係団体との間で締結している緊急時応援協定等は、企 業団に引き継ぐ。

#### 〇応急用資機材

・給水車、修理材料等の資機材について、適切な保管・確保を図り、企業団内 における情報共有と機動的な運用を行う。

#### ○その他

・浄水場の廃止に伴って利用しないこととなる水源(井戸等)について、当該水源の所在市町村による災害発生時等への活用の要望があれば、当該市町村と協議を行う。

#### 8 その他

#### (1) 市町村が行っている下水道事業の取扱い

- ・企業団は、企業団構成団体である市町村が行っている下水道事業を引き継がな いものとする。
- ・ただし、市町村が行っている下水道事業の業務のうち、水道料金の徴収と密接 不可分に行っている下水道使用料の徴収に関する業務については受託し、受託 業務にかかる経費を企業団構成団体である市町村が負担するものとする。
- ・企業団は下水道の事業の移管を受けないことから、各市町村は、下水道事業の 組織のあり方について令和6年度中に整理し、分離する必要がある。

#### (2) 奈良広域水質検査センター組合が行っている県内市町村の水質検査業務等の取扱い

- ・センター組合が行っている企業団構成団体以外の県内市町村の水質検査業務に ついては、当該市町村の依頼に基づき受託し、受託業務にかかる経費を当該市 町村が負担するものとする。
- ・簡易水道事業への技術的支援については、施設や水質管理に関する知見をもと に、県内11村の意向を聞きながら積極的に技術的支援を行う。

#### (3) 旧簡易水道施設等の取扱い

- ・既に上水道事業に統合された旧簡易水道施設及び旧飲料水供給施設等については、継続運用を基本としつつ、今後の水需要、施設健全度等を踏まえ、必要に応じて施設統廃合、管路布設等も検討する。
- ・これら施設の維持管理については、技術の継承を行いつつ、広域化による効率 化を目指した組織体制の構築や保守点検、監視の共同化などによる業務の効率 化やコストの縮減を目指す。
- ・企業団の給水区域外の上水道未普及地域への上水道普及の要望等については、 当該地域の属する市町村が受け付け、連携・協議しながら対応する。なお、企業 団の給水区域外の上水道未普及地域への上水道普及に係る施設整備を企業団が 行う場合、当該施設整備に要する経費のうち国交付金・補助金を除く全部を当 該市町村が負担するものとする。

# 【別添1】広域化施設整備計画及び経年施設更新計画

#### 1 広域化施設整備計画

(1) 年度別の事業計画(R7~36年度(30年間))

(億円)

		実施	事業費(見込)														1 1/																
整備	整備 事業概要施設		30年間														-11		度														
心改		地域	計	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34	R35	R36
	1 旧県営水道管路から恩ヶ芝配水池へ送水管を布設 (布設後に外山浄水場を廃止)	妥井市	0.7	0.1	0.6	•																											
	(仲設伎に側維津水場・個原配水池を廃止)	卸所市	2.6	0.1	0.1	2.3	•																										
	(仲設後に悪山・四部净水場を廃止)	宇陀市	5.5	0.3	1.8	1.8	1.8	•																									
浄水 •	(布設後に岩崎浄水場を廃止)	宇陀市	2.8				0.2	1.3	1.3	•																					$\perp$	$\perp$	
取水 施設	(布設後に戒場浄水場を廃止)	宇陀市	2.8							0.2	1.3	1.3	•																Ш		_	$\downarrow$	
	(仲設俊に五貝山津水場を廃止)	宇陀市	4.8												0.4	2.2	2.2	•													_	$\dashv$	
	/ (布設後に小島浄水場(1系)を廃止) 大	大淀町	7.3							0.7																					_	$\dashv$	
		大淀町	26.3			_	_	2.5		_	_	2.5												-					$\vdash$	$\vdash$		<b>—</b>	
	旧県営水道管路から橿原市管路へ送水管等を布設	全体 豊原市	238.9	14.9	5.1	10.4	19.2	15.7	7 15.3 3 3.5		12.4	15.2	14.8	6.4	5.1	0.2	0.7	4.9	2.9	2.3	8.5	9.3	1.9	1.6	3.1	3.0	4.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6
	(作設後に昌浦寺地区加圧ホンノを廃止)	量原市	1.9							0.2	1.7	•																				+	_
	一町配水池から高取町への送水のための計装設備を 橿	豊原市・ 高取町	0.1	0.1	0.1																												
	旧具党水道管路から御所市管路へ送水管等を布設	卸所市	2.2									0.2	2.0	•																			
	14   旧県営水道管路から生駒市管路へ送水管等を布設   生	主駒市	2.2													0.2	2.0													1			
	15 生駒市管路間に配水管を布設 (布設後に東生駒配水池を廃止)	主駒市	1.5														0.1	1.3	•														
	(仲設俊に「林川不ンノ場を廃止)	宇陀市	1.4						0.1	1.3	•																						
送	(仲設俊にめかね台高区配水池を廃止)	宇陀市	1.3									0.1	1.2	•															Ш		_	$\downarrow$	
配水 施設		宇陀市	0.1															0.1	0.1	•									Ш	$\sqcup$	_	$\dashv$	
	「「一」   「一」   「一   「一   「一   「一   「一   「一   「一   「一	安堵町	2.2																										$\vdash \vdash$	$\vdash$	$\dashv$	$\dashv$	
	20 (布設後に高区・低区配水池を廃止)	高取町 	4.1	0.4	3.7	•						0.1		_															$\vdash$	$\vdash$	$\dashv$	$\dashv$	
	21 (新設後に与楽配水池を廃止) 『	高取町  明日香村	0.8	0.1	0.1							0.1	0.8	•															$\vdash \vdash$	$\vdash$	$\dashv$	$\dashv$	
	ロ目営业送等吸むこと物町等吸入送业等等表本記	上牧町	2.6	0.1	0.1				$\vdash$			0.2	2.3	•																	+	$\dashv$	
	口目営业道等敗かた広味町等敗へ洋业等生た东設	 広陵町	2.2									0.2	2.0	•																	$\top$	$\exists$	
		 全体	2.2	0.2	2.0																										$\dashv$		
		 全体	1,156.7			35.2	32.7	31.8	24.3	34.5	40.7	40.4	46.3	33.1	31.7	32.7	42.8	33.2	37.9	39.1	36.3	35.2	43.2	43.8	44.6	45.2	43.3	40.5	39.4	41.4	39.6	40.0	39.2
		 全体	47.1		6.9		1		+	1	1																				$\neg$		
	合 計		1,524.1	67.1	65.4	61.7	59.7	58.4	56.2	64.1	66.4	61.5	73.3	39.4	37.1	35.3	47.8	39.5	41.0	41.5	44.8	44.4	45.1	45.4	47.7	48.2	47.9	48.1	47.0	49.0	47.1	47.6	46.8

<sup>(</sup>注)・●は、既存浄水場等の廃止年度を示す。

<sup>・</sup>事業費(見込)は、1億円未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない。

<sup>・</sup>具体的な実施に当たっては、整備方法や事業費が変更となる場合がある。

<sup>・</sup>施設の統廃合(最適化)を行う施設のうち、事業費を伴わないものを除く。

# (2) 浄水場の集約化

# 〇主要浄水場

浄水場名 元設		元設置団体	建設(更新)年度	存廃	(廃止の場合)廃止に伴う対応					
1	御所浄水場	奈良県	S45年度	存続						
2	桜井浄水場	奈良県	S49年度	存続						
3	昭和浄水場	大和郡山市	S43年度	存続						
4	北郡山浄水場	大和郡山市	S17(S51)年度	廃止(R8年度)	既存管路を活用して送水					
5	豊井浄水場	天理市	S12(H8)年度	廃止(R21年度)	既存管路を活用して送水					
6	杣之内浄水場	天理市	S41(R2)年度	廃止(R30年度以降)	既存管路を活用して送水					
7	外山浄水場	桜井市	S45(H2)年度	廃止(R9年度)	恩ヶ芝配水池までの送水管を布設					
8	櫛羅浄水場	御所市	S46年度	廃止(R10年度)	御所市管路までの送水管等を布設					
9	真弓浄水場	生駒市	S61(H28)年度	存続						
10	山崎浄水場	生駒市	S6(H23)年度	廃止(R30年度以降)	既存管路を活用して送水					
11	小島浄水場	五條市	H4(H7)年度	1系廃止(R15年度) 2系存続	五條市・大淀町間の連絡管等を布設					
12	飯貝浄水場	吉野町	S46年度	存続	_					
13	桜ヶ丘浄水場	→水場 大淀町 S32(H21)年度		存続						
14	下市浄水場	下市町	H12年度	存続	_					

## 〇小規模浄水場

_	1 756 人/1771年初				
	浄水場名	元設置団体	建設(更新)年度	存廃	(廃止の場合)廃止に伴う対応
1	無山浄水場	宇陀市	H5年度	廃止(R11年度)	無山配水池までの送水管等を布設
2	西部浄水場	宇陀市	H8年度	廃止(R11年度)	西部配水池までの送水管を布設
3	岩崎浄水場	宇陀市	S51年度	廃止(R13年度)	岩崎配水池までの送水管を布設
4	戒場浄水場	宇陀市	S58年度	廃止(R17年度)	戒場配水池までの送水管等を布設
5	五貫山浄水場	宇陀市	H9年度	廃止(R21年度)	五貫山配水池までの送水管等を布設
6	香東第1浄水場	吉野町	H22年度	廃止(R9年度)	香束配水池までの送水管を布設
7	南部浄水場	宇陀市	H9年度		
8	諸木野浄水場	宇陀市	S41年度		
9	内牧浄水場	宇陀市	S56年度		
10	室生浄水場	宇陀市	S62年度		
11	北部浄水場	宇陀市	H10年度		
12	室生南部浄水場	宇陀市	H11年度		
13	黒岩浄水場	宇陀市	H6年度		
14	原山浄水場	宇陀市	H13年度	当該浄水場の給水対象地	はの水需要、施設の健全度等を踏まえ、
15	桧牧乙区浄水場	宇陀市	S63年度	今後検討	
16	大深浄水場	五條市	H12年度		
17	城戸浄水場	五條市	S50年度		
18	和田浄水場	五條市	H3年度		
19	宗桧上浄水場	五條市	H12年度		
20	賀名生南浄水場	五條市	H15年度		
21	賀名生北浄水場	五條市	H14年度		
22	白銀北浄水場	五條市	H15年度		

	浄水場名	元設置団体	建設(更新)年度	存廃	(廃止の場合)廃止に伴う対応
23	白銀南浄水場	五條市	H31年度		
24	宇井(辻堂)浄水場	五條市	H25年度		
25	樫辻浄水場	五條市	H10年度		
26	白銀南(陰地)浄水場	五條市	H23年度		
27	阪本小代浄水場	五條市	H29年度		
28	阪巻浄水場	五條市	H9年度		
29	永谷浄水場	五條市	H11年度		
30	川岸浄水場	五條市	H12年度		
31	殿野浄水場	五條市	H9年度		
32	天辻浄水場	五條市	H5年度		- W
33	南院谷浄水場	吉野町	H27年度		の給水対象地域の水需要、施設 を踏まえ、今後検討
34	南大野浄水場	吉野町	S57年度	00 陸工及书	产品67C、7次次的
35	国栖浄水場	吉野町	H2年度		
36	三色野浄水場	吉野町	H2年度		
37	柳浄水場	吉野町	H22年度		
38	香東第2浄水場	吉野町	H4年度		
39	西谷浄水場	吉野町	H19年度		
40	喜佐谷浄水場	吉野町	H12年度		
41	三津浄水場	吉野町	H10年度		
42	丹生浄水場	下市町	H20年度		
43	才谷浄水場	下市町	S54年度		

# 2 経年施設更新計画

(1) 管路の年度別・地域別の事業計画(R7~16年度(10年間))

(億円)

	事業概要						事 業	費(見	[込]					事業費(見込)
<b>等 改 尺 </b>	ナ か 毎 種	管口径	10年間					年	度					30年間
	工は目性	(mm)	計	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	計
配水管	石綿セメント管	50~300	26.8	3.2	2.1	2.3	3.3	3.2	2.2	3.3	3.2	2.2	2.3	86.8
導水管・送水管・配水管	ダクタイル鋳鉄管K形・硬質塩化ビニル管	40~500	87.8	87.8 8.7 8.7 8.7 8.7 8.7 8.7 9.0 9.0 9.0										
重要給水施設管路・送水管・配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・K形・鋳鉄管	25~600	60.1	4.0	4.0	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	190.3
重要給水施設管路•配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・K形・硬質塩化ビニル管	75 <b>~</b> 600	73.3	6.3	6.3	6.3	6.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	6.3	199.9
重要給水施設管路•配水管	鋳鉄管・ダクタイル鋳鉄管A形・K形	75 <b>~</b> 600	30.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	90.0
配水管	石綿セメント管・硬質塩化ビニル管	50~200	25.4	3.6	3.9	2.7	2.0	2.4	2.1	2.2	2.3	1.9	2.3	41.5
導水管·送水管·配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・硬質塩化ビニル管	50~600	85.7	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	252.0
重要給水施設管路•配水管	ダクタイル鋳鉄管A形	50~600	44.1	4.1	4.5	6.4	4.4	6.2	5.3	5.3	2.2	2.9	2.9	101.6
重要給水施設管路・送水管・配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・K形・硬質塩化ビニル管	25~350	18.5	1.2	1.4	2.2	2.2	2.4	1.7	1.9	1.6	1.9	2.1	62.5
配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・硬質塩化ビニル管	50~350	7.1	0.8	0.7	0.8	0.4	1.0	0.6	0.8	0.8	0.5	0.8	15.3
配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・鋳鉄管・硬質塩化ビニル管	100~300	24.1	3.0	3.1	3.2	2.7	3.1	2.0	1.5	1.6	2.0	2.0	64.1
配水管	硬質塩化ビニル管	100~200	21.4	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	64.1
配水管	石綿セメント管	100~200	3.1	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2	7.7
重要給水施設管路·配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・K形・鋳鉄管	50~300	13.6	1.2	0.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	25.0
重要給水施設管路·配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・K形・鋳鉄管	50~300	8.1	1.2	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	29.5
重要給水施設管路·配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・K形・鋳鉄管	50~500	28.4	2.0	1.8	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	76.8
配水管	鋳鉄管・石綿セメント管・硬質塩化ビニル管	75~200	6.6	0.6	0.6	0.5	0.7	0.8	0.6	0.7	0.8	0.7	0.7	16.6
配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・硬質塩化ビニル管・石綿セメント管	75~300	4.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.1	0.6	0.6	0.3	0.6	0.2	15.3
配水管	硬質塩化ビニル管・石綿セメント管	50~300	15.3	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.7	1.8	1.7	1.8	51.9
配水管	ダクタイル鋳鉄管A形	150~400	22.5	2.2	2.0	3.0	2.2	2.0	2.3	2.6	2.0	2.0	2.2	63.9
重要給水施設管路	硬質塩化ビニル管・鋳鉄管	75~450	35.8	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.5	75.5
重要給水施設管路·配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・硬質塩化ビニル管	50~300	10.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	30.0
送水管•配水管	ダクタイル鋳鉄管A形・K形・硬質塩化ビニル管	50~500	16.6	1.8	2.2	2.0	2.1	2.3	1.5	1.5	1.0	1.0	1.0	36.0
送水管•配水管	鋳鉄管・硬質塩化ビニル管	75 <b>~</b> 150	6.2	0.7	0.2	0.2	0.3	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7	0.7	19.0
送水管•配水管	硬質塩化ビニル管・ダクタイル鋳鉄管K形	75 <b>~</b> 350	14.3	0.8	0.8	0.8	0.8	0.6	0.6	0.6	3.1	3.1	3.1	28.7
送水管•配水管	硬質塩化ビニル管・石綿セメント管	50~200	5.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	9.4
	· 合 計		695.1	66.3	64.5	72.2	69.1	74.4	69.8	71.4	69.5	69.5	68.4	1,887.1
	導水管·送水管·配水管 重要給水施設管路·送水管·配水管 重要給水施設管路·配水管 重要給水施設管路·配水管 重要給水施設管路·配水管 重要給水施設管路·配水管 重要給水施設管路·送水管·配水管 配水管 配水管 配水管 配水管 配水管 配水管 配水管 配水管 重要給水施設管路·配水管 重要給水施設管路·配水管 重要給水施設管路·配水管 重要給水施設管路·配水管 重要給水施設管路·配水管 重要給水施設管路·配水管 重要給水施設管路·配水管 起水管 起水管 起水管 起水管 起水管 起水管 起水管 起水管 起水管 起	管路区分 主な管種  記水管 石綿セメント管  導水管・送水管・配水管 ダクタイル鋳鉄管K形・硬質塩化ビニル管 重要給水施設管路・送水管・配水管 ダクタイル鋳鉄管A形・K形・鋳鉄管 重要給水施設管路・配水管 好クタイル鋳鉄管A形・K形・硬質塩化ビニル管 重要給水施設管路・配水管 石綿セメント管・硬質塩化ビニル管 導水管・送水管・配水管 グクタイル鋳鉄管A形・展質塩化ビニル管 導水管・送水管・配水管 ダクタイル鋳鉄管A形・展質塩化ビニル管 重要給水施設管路・配水管 ダクタイル鋳鉄管A形・展質塩化ビニル管 重要給水施設管路・送水管・配水管 ダクタイル鋳鉄管A形・展質塩化ビニル管 配水管 ダクタイル鋳鉄管A形・硬質塩化ビニル管 配水管 ダクタイル鋳鉄管A形・砂質塩化ビニル管 配水管 ダクタイル鋳鉄管A形・誘鉄管・硬質塩化ビニル管 配水管 ダクタイル鋳鉄管A形・K形・鋳鉄管・亜要給水施設管路・配水管 ダクタイル鋳鉄管A形・K形・鋳鉄管 重要給水施設管路・配水管 ダクタイル鋳鉄管A形・K形・鋳鉄管 重要給水施設管路・配水管 ダクタイル鋳鉄管A形・K形・鋳鉄管 配水管 対クタイル鋳鉄管A形・K形・鋳鉄管 配水管 対クタイル鋳鉄管A形・機質塩化ビニル管・石綿セメント管 配水管 対クタイル鋳鉄管A形・硬質塩化ビニル管・石綿セメント管 配水管 ダクタイル鋳鉄管A形・硬質塩化ビニル管・石綿セメント管 配水管 ダクタイル鋳鉄管A形・硬質塩化ビニル管 ・ ボール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>管路区分</li> <li>主な管種</li> <li>(mm)</li> <li>配水管</li> <li>石綿セメント管</li> <li>グクタイル鋳鉄管KF・硬質塩化ビニル管</li> <li>40~500</li> <li>車要給水施設管路・送水管・配水管</li> <li>ダクタイル鋳鉄管AF・KF・硬質塩化ビニル管</li> <li>五条セメント管・硬質塩化ビニル管</li> <li>万~600</li> <li>重要給水施設管路・配水管</li> <li>対クタイル鋳鉄管AF・KF・硬質塩化ビニル管</li> <li>石綿セメント管・硬質塩化ビニル管</li> <li>50~200</li> <li>尋水管・送水管・配水管</li> <li>ダクタイル鋳鉄管AF・KF・硬質塩化ビニル管</li> <li>50~600</li> <li>重要給水施設管路・配水管</li> <li>ダクタイル鋳鉄管AF・KF・硬質塩化ビニル管</li> <li>25~350</li> <li>配水管</li> <li>ダクタイル鋳鉄管AF・KF・硬質塩化ビニル管</li> <li>25~350</li> <li>配水管</li> <li>ダクタイル鋳鉄管AF・KF・硬質塩化ビニル管</li> <li>100~300</li> <li>配水管</li> <li>ダクタイル鋳鉄管AF・研質塩化ビニル管</li> <li>100~200</li> <li>配水管</li> <li>研質塩化ビニル管</li> <li>石綿セメント管</li> <li>重要給水施設管路・配水管</li> <li>ダクタイル鋳鉄管AF・KF・鋳鉄管</li> <li>50~300</li> <li>重要給水施設管路・配水管</li> <li>ダクタイル鋳鉄管AF・KF・鋳鉄管</li> <li>50~300</li> <li>重要給水施設管路・配水管</li> <li>ダクタイル鋳鉄管AF・KF・鋳鉄管</li> <li>50~300</li> <li>配水管</li> <li>研算塩化ビニル管・石綿セメント管・硬質塩化ビニル管・石綿セメント管</li> <li>でクタイル鋳鉄管AF・研算塩化ビニル管・石綿セメント管</li> <li>でクタイル鋳鉄管AF・研算塩化ビニル管・50~300</li> <li>配水管</li> <li>研算塩化ビニル管・石綿セメント管</li> <li>でクタイル鋳鉄管AF・研算塩化ビニル管・50~300</li> <li>配水管</li> <li>がクタイル鋳鉄管AF・研算塩化ビニル管</li> <li>ボント管</li> <li>でクタイル鋳鉄管AF・KF・硬質塩化ビニル管</li> <li>ボントを</li> <li>がクタイル鋳鉄管AF・KF・硬質塩化ビニル管</li> <li>ボントを</li> <li>ボ</li></ul>	世界 日本 管理 (mm) 10年間計	管路区分   生な管種   管口径 (mm)	日本学   日本	管路区分   10年間   10年間   10年間   11年間   11年間	管路 区分   1 日本 管理	情報 日本	管路 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	管路区分   日本 管路区分   日本 管理	特別 日本	日常 日から は かけ は	日きた 日本

<sup>(</sup>注)・事業費(見込)は、1億円未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない。

導水管:原水を浄水場へ送るための管

送水管:浄水場から配水池へ送るための管

配水管:配水池から配水区域に水を配るための管

重要給水施設管路:市町村が設定した重要給水施設に至るまでの管路

<sup>・</sup>具体的な実施に当たっては、整備方法や事業費が変更となる場合がある。

<sup>・</sup>管路区分は以下のとおり。

#### (2)施設·設備の年度別·地域別の事業計画(R7~16年度(10年間))

(億円)

(億円)

<b>+</b> *						事 業	費(見	.込)				
実施 地域	事 業 概 要	10年間					年	度				
252		計	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
大和高田市	・陵西配水場 機械・電気設備を更新 ・天満配水場 機械・電気設備を更新 ・陵西配水場 自家発電設備を新設	5.3	0.1	1.1	1.0	0.1	0.1	1.0		0.1	1.0	1.0
大和郡山市	<ul><li>・昭和浄水場 土木構造物、機械・電気・計装設備を更新</li><li>・昭和浄水場 自家発電設備を新設</li><li>・矢田山第4配水池 機械・電気設備を更新 など</li></ul>	63.7	3.5	4.3	3.0	3.9	2.0	2.4	3.7	12.3	13.6	15.0
天理市	・杣之内浄水場 機械設備を更新 ・東部送水第2ポンプ場 電気設備を更新 ・東部送水第3ポンプ場 電気設備を更新 など	21.3	5.3	4.7	3.5	0.4	0.5	0.3	1.7	3.9	0.7	0.4
桜井市	<ul><li>・外鎌山配水池 土木構造物を更新</li><li>・恩ヶ芝配水池 機械・電気設備を更新</li><li>・高家配水池 機械・電気設備を更新 など</li></ul>	7.0	0.8		0.5			0.2				5.5
御所市	・南郷配水場 機械・計装設備を更新 ・名柄ポンプ場 機械・計装設備を更新 ・佐味新配水池 機械・計装設備を更新 など	2.0	0.4	0.5	0.4		0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
生駒市	<ul><li>・山崎浄水場 電気設備を更新</li><li>・滝寺配水場 機械・電気・計装設備を更新</li><li>・門前配水場 機械・電気・計装設備を更新 など</li></ul>	29.0	0.7	9.4	0.8	6.2	1.3	3.1	4.0	1.4	0.3	1.9
香芝市	・今泉配水場 土木構造物を更新 ・尼寺ポンプ場 機械・電気・計装設備を更新	20.3	3.5	3.1	0.3	2.1	1.2	2.1	2.0	2.5	1.8	1.7
宇陀市	・本郷地区高区配水池 土木構造物を新設	1.3	1.2									0.1
平群町	<ul><li>・中央受水地 自家発電設備を新設</li><li>・椹原中継池 機械・電気設備を更新</li><li>・鳴石中継池 電気設備を更新 など</li></ul>	1.7	0.1	0.1		0.3		0.2			1.0	
三郷町	・城山台配水池 土木構造物を更新	1.3			0.2	0.1	0.2		0.5	0.4		
田原本町	・緊急貯水槽を新設 ・西竹田配水場 機械・電気・計装設備を更新 ・伊与戸配水場 機械・電気・計装設備を更新	10.2				4.2		3.5		2.1		0.4
高取町	・第1受水場 機械設備を更新 ・第2受水場 機械設備を更新	0.2	0.1		0.1							
明日香村	・明日香村配水池 土木構造物、機械・電気・計装設備を更新 ・栢森加圧ポンプ場 機械設備を更新 ・稲渕加圧ポンプ場 機械設備を更新	1.2					0.5			0.3		0.4
五條市	・小島浄水場 土木構造物、機械・電気・計装設備を更新 ・岡加圧ポンプ場 自家発電設備を新設 ・岡中継ポンプ場 自家発電設備を新設 など	8.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	1.8	0.7	1.8
吉野町	・飯貝浄水場 土木構造物、機械・電気・計装設備を更新 ・飯貝浄水場 自家発電設備を新設	17.7	0.4	5.1	5.1	5.1	2.0					
	合計 見込いは、1億円夫法を四終五入しているため、会計値と一致したい	191.2	16.8	29.0	15.4	22.9	8.6	13.6	12.7	24.8	19.2	28.2

実施地域	事業費(見込) 30年間 計
大和高田市	10.3
大和郡山市	76.5
天理市	52.0
橿原市	9.0
桜井市	19.7
御所市	3.7
生駒市	118.1
香芝市	44.3
宇陀市	27.9
平群町	8.5
三郷町	1.3
斑鳩町	0.1
川西町	0.1
三宅町	0.2
田原本町	17.9
高取町	0.2
明日香村	2.4
上牧町	0.6
五條市	18.8
吉野町	17.7
大淀町	15.3
下市町	8.0
合 計	452.6

<sup>(</sup>注)・事業費(見込)は、1億円未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない。

<sup>・</sup>具体的な実施に当たっては、整備方法や事業費が変更となる場合がある。

<sup>・</sup>安堵町・王寺町・広陵町・河合町は統合後30年間、橿原市・斑鳩町・川西町・三宅町・上牧町・大淀町・下市町は統合後10年間において、既存の施設・設備の整備は予定なし。

# 【参考】施設整備に関する主な指標の見通し(又は目標)

+七+西	算定式		統合前	統合後(	見通し)
指標	<b>异</b>		(R3時点)	統合10年後(R16)	統合30年後(R36)
管路経年化率(%)		企業団	-	41.6	59.6
	法定耐用年数超過管路の延長 ××100	各団体単独経営	26.4	46.2	70.4
	全管路の総延長	全国平均(※1)	22.4	38.2	62.4

指標	算定式		統合前	統合後(	見通し)
1日1示	异化式		(R3時点)	統合10年間平均	統合30年間平均
管路更新率(%)	更新された管路の延長	企業団	_	1.13	1.03
	・	各団体単独経営	0.55	0.67	0.67
	主官的の応延長	全国平均(※1)	0.65	0.65	0.65

指標	算定式		統合前	統合後(	見通し)
1111示	异 <b>龙</b> 氏		(R3時点)	統合10年後(R16)	統合30年後(R36)
浄水施設耐震化率 (%)	耐震対策済の浄水施設の能力	企業団	_	86.8	98.8
		各団体単独経営	75.4	83.3	89.3
		全国平均 (※2)	39.2	62.4	98.0

指標			統合前	統合後(	見通し)
扫标	异化式		(R3時点)	統合10年後(R16)	統合30年後(R36)
基幹管路耐震化率	基幹管路のうち耐震管の延長	企業団	_	46.2	65.8
(%)	基幹官路の75側長官の延長 ××100 基幹管路の総延長	各団体単独経営	33.0	41.6	55.0
(※3)		全国平均 (※2)	27.4	37.0	51.7

指標			統合前	統合後(	見通し)
1日1示	异化式		(R3時点)	統合10年後(R16)	統合30年後(R36)
基幹管路耐震適合率	基幹管路のうち耐震適合性	企業団		61.5	81.0
(%)	のある管の延長 ×100	各団体単独経営	48.2	56.9	70.2
(※3)	基幹管路の総延長	全国平均(※2)	41.2	51.3	66.8

<sup>(</sup>注)・※1の全国平均は総務省、※2の全国平均は厚生労働省の公表データを基にそれぞれ算出している。 ・※3の率の算出に当たって、基幹管路の考え方は各構成団体の考え方を踏襲している。

# 【別添2】財政収支の見通し(令和7~36年度)(数値編)

# 1 水道事業(大淀町域以外)

_																															(7	百万円)
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	R25年度	R26年度	R27年度	R28年度	R29年度 I	R30年度	R31年度	R32年度	R33年度	R34年度 I	R35年度 R	₹36年度
	ulm	給水収益(料金収入)	16,989	16,822	16,698	16,494	16,326	17,433	17,301	17,068	16,877	16,690	17,731	17,484	17,276	17,069	16,919	18,173	17,964	17,744	17,579	17,326	18,603	18,422	18,312	18,096	17,934	19,809	19,677	19,458	19,288	19,125
ПΔ	I IX	その他	4,951	4,956	5,026	5,061	5,077	5,166	5,152	5,142	5,127	5,159	5,204	5,102	5,000	4,908	4,815	4,691	4,611	4,490	4,412	4,343	4,262	4,227	4,188	4,150	4,109	4,092	4,046	4,012	3,972	3,953
益	Ĺ	小計	21,940	21,778	21,725	21,555	21,403	22,599	22,453	22,210	22,004	21,849	22,935	22,586	22,276	21,976	21,735	22,864	22,575	22,233	21,992	21,668	22,865	22,649	22,500	22,246	22,043	23,901	23,724	23,470	23,260	23,078
的		維持管理費ほか	8,862	8,990	8,691	8,902	9,422	10,117	9,620	9,700	9,704	9,408	9,540	9,735	9,984	9,955	9,519	10,004	10,101	9,870	9,662	9,618	9,390	9,430	9,498	9,305	9,384	9,366	9,402	9,424	9,478	9,514
収支	支	減価償却費	10,924	10,964	10,941	10,837	10,896	10,929	10,901	10,832	10,769	10,859	11,018	10,942	10,868	10,805	10,779	10,678	10,645	10,438	10,492	10,563	10,699	10,833	10,975	11,128	11,266	11,500	11,638	11,768	11,919	12,119
Z	出	支払利息	510	450	398	353	313	276	243	215	192	171	153	182	213	245	279	312	359	404	450	496	540	583	624	663	700	734	774	811	847	877
		小計	20,296	20,404	20,030	20,091	20,631	21,321	20,764	20,747	20,665	20,438	20,712	20,859	21,066	21,005	20,576	20,994	21,105	20,712	20,604	20,677	20,629	20,846	21,097	21,096	21,349	21,601	21,814	22,003	22,244	22,510
		収益的収支差	1,644	1,374	1,695	1,463	772	1,278	1,689	1,463	1,339	1,411	2,223	1,727	1,211	971	1,158	1,870	1,470	1,521	1,387	991	2,236	1,803	1,403	1,150	694	2,300	1,910	1,467	1,016	567
		企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.826	2.826	2.826	2.826	2.826	3.577	3.577	3.577	3,577	3,577	3.518	3.518	3.518	3.518	3.518	3.928	3.928	3.928	3.928	3.928
	ıΙσ	国交付金	2.128	3.959	2.627	1.869	2.072	2.104	2.195	2,375	2.529	2.552	0	0	0	0	0	0,077	0,077	0,077	0,077	0,077	0,010	0,0.0	0,010	0,010	0,010	0,020	0,020	0,020	0,020	0,020
資	ì	一般会計繰入金ほか	2,336	3,982	3.084	2,464	2,641	2.631	2.769	3,319	3,079	3,146	714	699	685	679	679	669	660	658	654	646	638	628	609	597	594	594	594	594	594	594
本		小計	4.463	7.941	5.710	4,333	4.713	4,736	4,964	5,695	5,608	5,697	3,540	3,525	3,511	3,505	3,505	4.246	4,237	4,235	4,231	4,223	4,156	4.146	4.127	4.115	4.112		4,522	4.522	4.522	4.522
的		建設改良費	14.432	15.861	13.829	14.154	13,558	13.124	13,739	15,092	14.356	17.247	11,599	11.963	11.143	11.638	11,476	11.629	11.836	12.486	12.102	13,142	12.054	12,118	12.883	13.239	14.520		12.758	12.400	12.901	12.790
支	支	企業債償還金	3.641	3.352	3.081	2.731	2.642	2.348	2.118	1.806	1.650	1.476	1.358	1.227	1.138	1.073	1.020	986	1,016	995	971	1,030	1.053	1.156	1.237	1.336	1,449	1.549	1.652	1.753	1.854	1.858
	1.7.7	その他	4	3	0	0	0	. 0	. 0	0	0	0	. 0	. 0	0	0	. 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	18.076	19.216	16.909	16.884	16,201	15.472	15.857	16.898	16.006	18.723	12,957	13,190	12.281	12.711	12,496	12.616	12,853	13,481	13.073	14,172	13,107	13,274	14.120	14.575	15.969	14,441	14.410	14.154	14.755	14.648
		資本的収支差	-13,613	-11,275	-11,199	-12,551	-11,488	-10,736	-10,893	-11,204	-10,397	-13,025	-9,417	-9,665	-8,770	-9,206	-8,991	-8,370	-8,616	-9,247	-8,843	-9,949	-8,951	-9,129		-10,460	-11,857	-9,919	-9,888	-9,632	-10,233	-10,126
次ム	期末列	* =	40.750	20.054	07.400	00.070	00.470	07.570	05.004	00.050	01.000	17.074	10.007	17.010	17.507	10.770	10.400	17.500	10.074	17001	10.157	17.000	10.007	10.000	10.105	10.440	10107	17.550	10.700	00.011	20.380	20.623
_	期末》 債残高		42,753 34,271	39,954 30,919	37,482 27.838	33,070 25,108		27,573	25,904 17,999	23,653 16,193	21,980 14,543	17,874	18,097 14,535	17,613 16,134	17,507 17.822	16,770 19,575	16,496 21,381	17,582 23.971	18,074 26,532	17,921 29,114	18,157 31,719	17,066 34,266	18,397 36,731	19,289 39,093	19,125 41,374	18,442 43,556	16,127 45,625	17,553 48,004	18,799 50,279	20,011 52,454		
			34,271	30,919	27,838	20,108	22,400	20,117	17,999	10,193	14,043	13,007	14,030	10,134	17,822	18,575	21,381	23,971	20,032	28,114	31,/19	34,200	30,/31	39,093	41,3/4	43,330	40,020	40,004	50,279	52,454	04,028	50,598
供給	単価(	円/㎡)			189					204					218					238					259					288		

# 2 水道事業(大淀町域)

																																日万円)
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度 F	R11年度	R12年度 R	13年度 R1	14年度 F	R15年度	R16年度 F	R17年度 F	R18年度	R19年度 F	R20年度	R21年度	R22年度	R23年度 F	R24年度	R25年度	R26年度 R	27年度	R28年度	R29年度 I	R30年度	R31年度	R32年度	R33年度	R34年度	R35年度 F	₹36年度
		給水収益(料金収入)	357	353	349	343	339	398	393	387	381	376	444	436	430	424	418	434	428	421	415	408	429	423	419	413	408	433	429	422	417	412
ılt	収	その他	170	166	166	157	157	159	153	155	161	157	153	143	139	125	115	108	103	101	98	96	95	89	84	81	81	81	80	79	77	75
益	^	小計	527	519	515	500	496	556	546	541	543	533	596	580	569	549	533	542	530	522	513	504	524	512	504	494	489	513	509	501	494	487
的		維持管理費ほか	164	164	165	165	165	166	166	166	169	169	170	178	178	174	171	172	171	171	174	172	179	174	176	173	178	179	180	180	184	184
収	₹	減価償却費	277	285	286	289	294	300	287	296	312	314	317	308	308	297	288	280	275	274	271	270	269	267	263	262	262	264	265	266	266	268
支		支払利息	20	20	19	19	18	17	23	28	33	38	42	41	39	38	37	35	34	32	31	29	28	26	24	23	21	20	18	17	15	14
		小計	462	468	470	472	478	483	476	490	514	521	529	526	526	509	495	487	481	478	476	471	476	467	463	457	462	463	463	462	465	467
-		収益的収支差	66	51	45	28	18	73	71	52	29	12	67	53	43	40	38	55	50	44	37	33	48	45	40	37	27	51	46	39	29	20
		A alle te												_				_				_				_	_	-		_		
		企業債	38	38	38	38	38	411	411	411	378	391	6	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2
140	収	国交付金	0	11	61	61	46	46	74	178	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
¥	^	一般会計繰入金ほか	19	30	80	80	65	65	93	198	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
的		小計	57	79	179	179	149	522	578	787	398	410	25	25	25	25	25	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	22	22	22		22
収		建設改良費	626	202	682	615	474	461	601	947	378	391	93	340	341	215	92	118	94	80	157	90	297	112	166	68	213	218	218	205	309	321
支		企業債償還金	73	76	73	73	75	80	81	84	86	89	91	105	111	80	94	109	109	109	110	110	110	90	90	90	90	90	90	90	90	88
	出	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	699	278	755	688	549	541	682	1,031	465	480	185	445	451	296	187	227	203	190	267	200	407	202	256	157	303	307	308	295	399	409
	資	資本的収支不足額	-642	-199	-576	-509	-400	-20	-104	-243	-67	-70	-160	-420	-426	-271	-162	-208	-184	-171	-247	-181	-388	-183	-237	-138	-283	-286	-286	-273	-377	-387
資金期	8 <del>+</del> 7	確立	954	947	560	233	10	227	350	322	457	580	675	504	322	289	361	405	466	536	524	573	437	502	509	611	563	538	510	489	360	217
企業值			1,372	1,334	1,299	1,264	1,227	1,558		2,215	2,508	2,810	2,724	2,625	2,521	2,446	2,358	2,249	2,140	2,031	1,921	1,811	1.700	1,611	1,521	1,431	1,342	1,255	1,167	1,080		908
=			1,072	1,004	1,233	1,204	1,227	1,000	1,000	2,210	2,300	2,010	2,724	2,023	2,021	2,440	2,000	2,240	2,140	2,001	1,021	1,011	1,700	1,011	1,021	1,401	1,042	1,200	1,107	1,000	999	500
供給	単価(	(円/㎡)			151					179					214					226					242					260		

# 3 用水供給事業

			R7年度	R8年度 F	R9年度 F	R10年度 F	211年度 6	112年度	213年度	214年度	215年度	R16年度 B	17年度	R18年度 R	19年度 R2	20年度	R21年度	R22年度	R23年度	R24年度	225年度 6	26年度 R2	77年度 R	28年度 F	R29年度 F	230年度	R31年度	R32年度 F	333年度	R34年度 F		5万円) 36年度
	給水	給水収益(料金収入)	853	848	845	838	832	828	824	816	810	804	847	838	831	825	820	823	816	809	804	795	799	794	792	784	779	843	840	833	828	823
収益的収支	ılπ	その他	133	132	129	125	123	122	117	113	105	103	101	96	89	84	83	78	76	69	66	63	61	60	60	59	59	58	57	55	55	55
	^	小計	987	979	974	962	956	949	941	929	915	908	949	934	921	909	904	901	891	877	870	858	860	854	851	843	838	901	897	888	883	878
		維持管理費ほか	316	321	323	327	324	326	325	368	370	333	365	380	405	403	368	415	422	396	374	366	357	359	361	363	366	366	369	370	372	375
	*	減価償却費	606	605	596	571	569	559	543	526	503	502	503	487	469	458	458	447	440	409	408	406	411	416	424	431	437	446	450	452	460	468
	畄	支払利息	31	28	25	22	20	17	20	23	26	29	33	32	30	29	28	26	26	26	27	27	28	28	29	29	30	30	31	32	32	33
	f	小計	953	953	944	919	912	903	888	917	899	864	901	899	905	890	854	888	888	832	809	799	795	804	814	823	833	842	849	853	864	875
-	-	収益的収支差	33	26	30	43	44	46	53	11	16	44	48	35	16	18	49	13	3	46	61	59	64	51	37	20	5	59	48	35	19	2
														_																		
資本的収		企業債	41	41	41	41	41	304	304	304	304	304	0	0	0	0	0	100	100	100	100	100	107	107	107	107	107	130	130	130	130	130
		国交付金	33	4/	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	^	一般会計繰入金ほか		- 0		0	- 0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		- 0	0	0			0		- 0
		小計	73	88	53	41	41	304	304	304	304	304	0	0	0	0	0	100	100	100	100	100	107	107	107	107	107	130	130	130	130	130
		建設改良費	581	533	486	499	532	453	537	534	535	609	386	362	326	432	407	402	408	440	444	475	432	454	458	464	492	449	467	451	463	483
支		企業債償還金	220	204	187	168	161	138	121	99	89	75	70	73	80	87	94	104	98	86	74	74	67	70	71	75	79	82	86	90	94	98
	出	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	801	737	674	667	693	591	658	633	623	684	456	434	406	519	501	506	506	526	518	549	498	523	529	539	570	531	554	541	557	581
ь		資本的収支差	-727	-649	-621	-626	-653	-287	-353	-329	-319	-379	-456	-434	-406	-519	-501	-406	-406	-426	-418	-449	-391	-416	-422	-432	-463	-401	-424	-411	-427	-451
資金排	<b>6</b> 金期末残高		1,166	1,000	875	696	479	603	706	821	935	1,019	1,026	1,031	1,032	921	859	849	825	801	801	771	810	816	811	787	725	785	818	853	865	846
企業債残高		1,642	1,478	1,332	1,205	1,084	1,250	1,434	1,639	1,855	2,085	2,015	1,942	1,862	1,775	1,681	1,677	1,679	1,692	1,718	1,744	1,785	1,822	1,858	1,890	1,918	1,966	2,010	2,049	2,085	2,117	
用水供給単価(料金水準)(円/m)		136					136					144					146						148				161					

2